

### アブストラクト

保険は多くの保険契約を集めて保険群団を構成し、大数の法則を機能させることにより運営される制度である。そして保険群団は、個々の保険契約の損益を通算するベースとなる単位である。このため保険群団をどのように構成するかは、事業の安定性・健全性と契約間の公平性の両面において、保険事業に大きな影響を与える。

保険事業を安定的に運営するためには、ある程度大きな規模で保険群団を構成することが適切だろう。また、将来の保障責任を履行するために必要なときに積み立てられる追加責任準備金は健全性の観点から重要なものだが、あまりに保険群団が細分化されると、場合によっては保守的過ぎる、実態を適切に表さない積立てになる可能性もある。一方、公平性の観点では、事前の公平性を確保するために、保険料はそれぞれの保険契約のリスクに見合った期待値ベース、たとえば男女別、年齢別の設定が望ましい。また事後の公平性を確保するために、保険料設定と同様のベースで収支管理を行い、契約者配当を実施することが望ましいだろう。このように、保険者は健全性と公平性のバランスに留意して事業運営を行うことが求められている。

保険群団の概念は、保険に関する国際会計基準（IFRS17）でも受け入れられている。会計基準は一般的に個別の契約を会計単位とするので、保険会計において保険群団の考え方が受け入れられたことは、IASB（国際会計基準審議会）が保険事業の実態を適切に表すことを重視したことの表れであり、注目に値する事象である。ただし、適用の仕方によっては、過度に保守的で実態を適切に表さない会計処理になる可能性もありそうだ。今後、実務適用がどのようになっていくのか、注視してゆきたい。

（キーワード） 保険群団 健全性 公平性 IFRS17

### 目次

1. はじめに
2. 保険種類について
  - (1) 個人保険・個人年金保険、団体保険、団体年金保険
  - (2) 無配当保険（相互会社が引き受けるもの）、変額保険
3. 標準基礎率
  - (1) 標準生命表
  - (2) 標準利率
  - (3) 保険料設定に関する考察
4. リスク管理、追加責任準備金の積立て
  - (1) 追加責任準備金の積立て
  - (2) 区分経理
5. 収支管理、契約者配当
6. IFRS（国際会計基準）の考え方
  - (1) 責任準備金測定に関する考え方  
～履行キャッシュ・フロー+契約サービス  
マージン 直近の死亡率、金利等に基づき計算～
  - (2) 保険契約のグルーピング
  - (3) グルーピングに関する考察
7. おわりに

## 1. はじめに

保険は多くの保険契約者が支払った保険料をプーリングし、その中から保険事故が発生した契約に対して保険金を支払う制度である。これを個別契約ごとに見れば、保険事故が発生した契約では支払った保険料を上回る保険金を受け取れるのに対し、保険事故が発生しなかった契約では保険料を支払っただけで終わることになる。保険は万が一の場合に備えるためのものであり、個別契約ごとに見れば、受取超過の契約と支払超過の契約が並存することは避けられない。保険者はこのような契約を多く集めて保険群団を構成し、大数の法則を機能させることにより制度を運営している。保険群団を構成することなしに、保険事業を運営することはできない。

ところで、保険者が保険群団を構成するにあたり、どのような考え方にに基づきグルーピングを行っているのだろうか。すべての保有契約を一つの保険群団で管理するのだろうか。たとえば損害保険会社が、比較的大数の法則が働きやすいと思われる自動車保険と、カタストロフィックな要素が強いと思われる地震保険を一つの保険群団で管理するのだろうか。この場合、比較的収支状況が安定している自動車保険の保険契約者は、たまたま発生した大地震によって生じた巨額の損失を自動車保険の利益で穴埋めすることに同意するだろうか。一つの保険群団にするということは、ある契約によって生じた損失を、保険群団内の他の契約の利益で穴埋めするということである。この例の場合、両者の発生率の変動性の違いを踏まえると、リスク管理、収支

管理の観点から、別の保険群団として管理するほうがよいと考える人が多いのではないだろうか。すなわち、リスクの性質が異なるものは別の保険群団にすることが考えられるのではないか。

それでは、同じような性質のリスクを持つ契約は、単に一つの保険群団で管理することによいのだろうか。一概にそうとも言い切れないのではないだろうか。たとえば、保険事故が発生しやすい契約と保険事故が発生しにくい契約を一つの保険群団として管理することには、納得感が得られ難いケースもあるのではないだろうか。この場合、一つの保険群団として管理するためには、少なくとも保険料を保険事故の発生しやすさの程度に応じて適切に設定することが求められるだろう。しかし、保険料を区分して設定することだけで問題が解決できるとは限らない。さらに適切な契約者配当を設定して、契約者の実質負担の公平性を確保する必要があるかもしれない。このために、収支をより細分化した保険群団で把握すべきであるとの考え方もあり得るだろう。

これらのことは、個々の契約間の公平性に係る問題である。保険において、結果的に支払超過契約と受取超過契約が出ることは仕方がない。しかし、契約締結時点においては、契約間の公平性が確保されていると契約者が感じられるようにすることが求められるのではないだろうか。保険は目に見えない取引なので、保険制度が適正に運営されるためには、契約者から信頼を寄せられることが重要である。そして公平性の確保は、契約者から信頼を得るためには欠かせない。このため、

どのように保険群団を構成するかは保険者にとって重要なテーマになる。

そこで本稿では、保険者が保険群団を構成する際に考慮すべき点について考察してみたい。筆者は生命保険に長く関係してきたため、生命保険を考察の対象にする。考察の進め方としては、最初に一部の保険（団体保険、団体年金保険等）を別群団とすることを述べる。続いて個人保険・個人年金保険について、標準責任準備金の計算に用いられる標準基礎率（標準生命表、標準利率）を保険群団の観点から考察を行ったあと、リスク管理としての追加責任準備金の積立て、収支管理と契約者配当へと考察を進め、最後にIFRS（国際会計基準）において保険群団がどのように取り扱われているかを見てみたい。なお本稿中、意見に属する部分は筆者の個人的意見であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

## 2. 保険種類について

さて、生命保険会社が扱う保険商品の中には、保険期間やリスク管理、収支管理方法といった保険契約の特性が、個人保険・個人年金保険とは大きく異なるものがある。具体的には団体保険と団体年金保険である。これらの契約については、個人保険・個人年金保険とは別の保険群団を構成することが望ましい。この点から考察を始めよう。

### (1) 個人保険・個人年金保険、団体保険、 団体年金保険

生命保険は人の生死を対象とする契約なので、リスクの性質という意味では、すべての契約が人の生死という同質的なリスクをカバ

ーしているといえるだろう。それでは、すべての契約を一つの保険群団で管理すればよいということになるのだろうか。そうではないだろう。保険契約の特性、具体的には保険期間やリスク管理、収支管理方法の違いによって別群団とすることが適切である場合もあるだろう。最初に取り上げるのは団体保険、団体年金保険である。

団体保険から始めよう。まず保険期間について、個人保険・個人年金保険は一般的に長期の契約であるのに対し、団体保険は、団体定期保険、団体信用生命保険が代表的なものだが、保険期間1年という短期の定期保険である。また、各団体ごとの収支を基に契約者配当が支払われるという契約形態になっており、個人保険・個人年金保険とは保険期間、リスク管理、収支管理の方法が異なっている。このため、団体保険は個人保険・個人年金保険とは別群団として管理することが適切だろう。もちろん、ある団体で発生した損失は別の団体の利益で穴埋めするという意味で団体保険群団として管理されるが、個人保険・個人年金保険とは損益を通算せずに、別の保険群団として管理することが適切だろう。

次に団体年金保険を見てみよう。個人保険・個人年金保険は上述のとおり長期の契約であるが、終期のある契約である。しかし団体年金保険は、保険期間に終期がなく、そのために保険会社が予定利率変更権を持つ契約形態となっており、個人保険・個人年金保険や団体保険とは保険期間、リスク管理の方法が異なっている。このため団体年金保険も、個人保険・個人年金保険や団体保険とは別の保険群団として管理することが適切だろう。



以上のことから、保険群団を構成するための要件としては、リスクの性質に加え、保険期間、リスク管理、収支管理の方法といった保険契約の特性の相違がポイントになるといえるだろう。団体保険、団体年金保険では、これらの諸点の違いに基づき、個人保険・個人年金保険とは異なる保険群団で管理を行うことが必要であると考えられる。

## (2) 無配当保険(相互会社が引き受けるもの)、変額保険

個人保険・個人年金保険の中で、経理や勘定を別に設けることが保険業法上求められている保険種類がある。まず、相互会社が引き受ける無配当保険である。相互会社は保険料総額の20%を上限に、無配当保険を非社員契約として引き受けることが認められている。相互会社の社員は、有配当保険について剰余金の分配を受ける権利がある。これに対して、無配当保険については剰余金の分配を受ける権利がないので、これを非社員契約とし、有配当保険とは別の保険群団を構成し、経理を区分することにしたものと考えられる。

### 保険業法第63条(非社員契約)

相互会社は、剰余金の分配のない保険契約その他の内閣府令で定める種類の保険契約について、当該保険契約に係る保険契約者を社員としない旨を定款で定めることができる。

～(略)～

4. 相互会社は、第1項の保険契約に係る保険の引受けをする場合には、内閣府令で定めるところにより、当該保険契約に係る経理を、社員である保険契約者の保険契約に係る経理と区分してしなければならない。

～(略)～

このように、無配当保険群団を独立した保険群団とすることから、当該保険群団で剰余金が生じた場合、それを保険会社内部に留保しておき、将来の当該保険群団での損失発生に備えることになるだろう。なお、当該保険群団の累積剰余金が将来の保障責任の履行に備えるのに十分過ぎるほどの残高になった場合、これをどのように処理するかは必ずしも明らかではないが、有配当保険群団の社員配当財源に使用することは認められてもよいのではないかと考える<sup>1</sup>。なお逆に、無配当保険群団で累積損失が生じたときは、全社区分<sup>2</sup>や有配当保険群団(以下、他群団等と呼ぶ)の剰余金で穴埋めすることになるだろう。この穴埋めに使用された他群団等の剰余金分は、将来無配当保険群団が生み出す剰余金で返済することが必要だろう。

次に変額保険等では、資産運用損益が契約者に直接帰属するので、当該保険の積立金をその他の保険から分離して、別に設けた特別勘定で管理することが求められている。資産運用損益の処理方法が他の保険と異なるの

1 無配当保険を取り扱う保険株式会社では、無配当保険群団の剰余金を株主配当の原資として使用していると思われる。保険相互会社の社員は、保険株式会社の株主と類似した立場にあると考えられるため、無配当保険群団の剰余金を社員配当の財源に使用することに問題はないのではないかと。

2 生命保険会社が実施する区分経理において、どの商品区分にも属さない部分を全社区分と呼ぶ。株式会社の資本金や相互会社の基金等を含む純資産の部、その他の各種のリスクバッファー財源等が配賦される。

で、勘定を分けることが必要とされているのである。なお変額保険等について、危険保険料部分と付加保険料部分は、他の保険と別の保険群団にすることが必要とされているわけではない。危険保険料と付加保険料について、他の保険と整合性のある価格設定、リスク管理、収益管理が行われるのであれば、他の保険と別群団にする必要はなく、それらの保険と合わせて一つの保険群団として管理することが認められるのだろう。

#### 保険業法第118条（特別勘定）

保険会社は、運用実績連動型保険契約その他の内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に基づいて運用する財産をその他の財産と区別して管理するための特別の勘定（以下この条において「特別勘定」という。）を設けなければならない。

～（略）～

さて、残るはその他の個人保険・個人年金保険（以下これを「個人保険・個人年金保険」と呼ぶ）である。まず標準責任準備金の計算に用いられる標準基礎率（標準生命表、標準利率）について考察を行ったあと、リスク管理としての追加責任準備金の積立て、収支管理と契約者配当へと考察を進めたい。契約間の公平性については、事前（保険契約締結前）の公平性としての保険料設定に関する公平性と、事後（保険契約締結後）の公平性としての収支管理・契約者配当に関する公平性の2つの側面がある。保険料設定については計算基礎率が各社ごとに定められるので議論しにくい面があるが、標準基礎率は保険料計算基

礎率に影響を与えるので、標準基礎率を保険料計算基礎率の意味も含めて考察したい。

### 3. 標準基礎率

標準基礎率は、生命保険会社の財務の健全性確保の観点から、保険業法で定められた標準責任準備金を計算するための係数として、監督官庁が定めるものである。標準責任準備金の積立方式は平準純保険料式責任準備金だが、その計算のためには予定死亡率と予定利率を定める必要があり、このために標準生命表、標準利率が設定されている。保険料の計算では標準基礎率を用いる必要はないが、生命保険会社はその保険料から標準責任準備金を積み立てることが必要なため、保険料計算基礎率が標準基礎率から大きく乖離することは起こりにくいと想定される。このため、標準基礎率に関する考察は、保険料計算基礎率に関する考察にも通じる側面があるのではないと思われる。

#### （1）標準生命表

標準生命表は、死亡保険用、年金開始後用、第三分野の3種類が作成されている。これらはすべて死亡リスクを扱うものであるが、それぞれの保険種類が対象とするリスクの方向が異なることから、3つの生命表が作成されている。現在使用されている標準生命表2007の作成方法の概要を表1に示すが、その内容を見ていこう。

まず死亡保険用では、実績死亡率が予定死亡率を上回ることがないように設定することが必要である。実績死亡率が予定死亡率を上回ると、想定以上に死亡保険金支払が発生す

(表1) 標準生命表2007作成方法の概要

|                                   | 死亡保険用   | 年金開始後用   | 第三分野  |
|-----------------------------------|---|--|---|
| ①基礎データ<br>截断年数                    | 1999～2001観察年度<br>(生保業界実績死亡率)<br>選択効果を排除するために<br>1～5年截断                | 第19回生命表(2000年)<br>(国民死亡率)  | 死亡保険用と同じ<br>(生保業界実績死亡率)<br>截断せず   |
| ②作成方法<br>㊦将来の改善率<br>①数学的危険論等による補整 | 反映せず<br><br>実績死亡率が予定死亡率を上回る確率が2.28%になるように安全割増を加算<br>(保有契約件数は男女別400万件) | 過去の改善率実績を基に将来の改善率を反映<br><br>実績死亡率が予定死亡率を下回る確率を低く抑えるために、改善率反映後死亡率の85%とする。 | 反映せず<br><br>実績死亡率が予定死亡率を下回る確率が2.28%になるように安全割増を差し引く<br>(保有契約件数は男女別400万件) |

(注1) 日本アクチュアリー会 会報別冊第228号『標準生命表2007の作成過程』より作成。

(注2) 2018年度に適用する標準生命表の案として、標準生命表2018(死亡保険用)(仮称)、第三分野標準生命表2018(仮称)が公表されている。なお年金開始後用は、現在のものを引き続き使用することが想定されている。これによると、基礎データの観察年度と適用年度のタイムラグを考慮し、その間の死亡率改善を反映させること、安全割増の計算に用いる保有契約件数を400万件から100万件に変更すること、さらに第三分野の基礎データを業界実績から国民表に変更することとされている。

ることになり、保険財政が赤字になる恐れがあるからである。そこで、過去の一定期間の生命保険業界の実績死亡率をベースに粗死亡率を作成したあと、数学的危険論による補整として安全割増を上乗せする。その安全割増は $2\sqrt{q(1-q)/n}$ である。ここで $q$ は各歳の死亡率、 $n$ は各歳の保有契約件数であり、この算式は各歳における死亡率の標準偏差の2倍を表している。各歳の保有契約件数は、男女別に総計400万件になるように、基礎データの男女別年齢別経過件数分布を基に設定されている。数学的な説明は省略するが、この安全割増を上乗せすることは、各歳の保有契約件数が $n$ 件のときに、各歳において実績死亡率が予定死亡率を上回る確率が2.28%になるように設定していることになる。

次に年金開始後用を見てみよう。年金開始後死亡率では、実績死亡率が予定死亡率を下回ることがないように設定することが必要で

ある。これは、実績死亡率が予定死亡率を下回ると、想定以上に年金受給者が多くなり、年金財政が赤字になってしまう恐れがあるからである。このように、先に述べた死亡保険用とは備えるべきリスクの方向が逆になっている。具体的な作成方法としては、厚生労働省が作成する国民表を基礎データにして、過去の実績死亡率改善率が将来も続くものとして将来の死亡率を作成(基礎データ、作成方法とも死亡保険用とは異なる)し、それに安全割増として死亡率の15%を差し引いている。死亡保険とは備える方向が異なるので、死亡率を低くする方向で安全割増を設定しているのである。なお、安全割増の水準については、死亡保険用とは異なり標準偏差を用いておらず、一律15%の割引としているが、目的はどちらも死亡率変動リスクに備えるものである。

最後に第三分野を見てみよう。第三分野保



険では、死亡率が低くなると疾病罹患者が増えるので、第三分野死亡率は年金保険と同様に、実績死亡率が予定死亡率を下回ることがないように設定することが必要である。そこで、過去の一定期間の生命保険業界の実績死亡率をベースに粗死亡率を作成（詳しい説明は省略するが、粗死亡率の作成方法は死亡保険用とは異なる）したあと、数学的危険論による補整として安全割増を差し引く。その安全割増は  $2\sqrt{q(1-q)/n}$  であり、死亡保険用と同じ計算方法が用いられている。

さて、これらの標準生命表と保険群団との関係について考察してみよう。まず、各生命表とも男女別、年齢別に作成されていることと保険群団の関係である。特に安全割増は各歳別に、具体的には死亡保険用と第三分野では、損失が発生する確率が各歳で2.28%になるように設定されている。このことから、標準生命表では各歳別に保険群団を構成していることがわかる。これは健全性を重視したもののだろう。これに対し、たとえば30歳から34歳を一つの群団とするような5歳階級別の保険群団を構成するという考え方もある。こうすれば、各歳別に比べ保有契約件数  $n$  が大きくなるので、安全割増は小さくなる。ただし生命表の健全性の程度も低くなる。そこで標準生命表では、健全性を重視して各歳別に安全割増を設定しているものと考えられる。

しかしこのことが、保険者のリスク管理や収支管理上、各歳別に保険群団を構成することを意味するものではないだろう。たとえばある年度で、40歳の実績死亡率が予定死亡率を上回ったときに、そこで発生する損失は他の年齢層で発生する利益で穴埋めすることに

なるだろう。同様に、男女別に予定死亡率を設定していることが男女別に保険群団を構成することを意味するものではないだろう。ある年度において、男子で損失が発生したときに、女子で利益が発生しているのであれば、その利益で男子の損失を穴埋めすることになるだろう。

個々の保険契約の損益を通算するベースとなる保険群団は、保険制度の安定的な運営を行うことができるよう、ある程度大きな規模で構成することが適切だろう。もちろん保険群団を構成するときに、群団に属する各契約間の公平性を確保することは重要である。この点については後に述べるように、保険料を設定するときに、男女別、年齢別に適切に設定された予定死亡率を用いることによって、事前（保険契約締結前）の公平性が実現できるのではないだろうか。

次に、死亡保険、年金開始後、第三分野について、これらを別群団にするか、あるいは合算して一つの保険群団にするかという問題がある。この点について、生命表の作成方法がそれぞれ異なるので、これらを合算せずに別群団にすべきという考え方があるだろう。特に保険群団の収支状況を適切に把握するためには、生命表の作成方法が異なるので、これらを別群団として収支を把握することが望ましいといえるかもしれない。

一方でリスク管理の観点に立てば、死亡保険と年金開始後・第三分野は、前述のとおりリスクの方向が異なっており、それぞれのリスクを互いに相殺する効果があるので、これらを一つの保険群団として管理するという考え方があるかもしれない。保険会社は、死亡

保険と年金開始後・第三分野のリスク相殺効果をj得るために、これらの保険契約についてバランスのとれた保有契約ポートフォリオの構築に努めているかもしれない。この相殺効果に鑑み、これらを一つの保険群団として管理することが適切であるという考え方である。

後ほど責任準備金のところで説明するが、追加責任準備金の積立要否の判断は商品区分<sup>3</sup>単位で行われる。このため、小さな規模の保険群団を多く作ると<sup>4</sup>、追加責任準備金の積立てが必要な保険群団が出現する可能性が高まる。追加責任準備金を積み立てることは健全性の観点から好ましいことであるといえそうだが、あまりに保険群団が細分化されると、場合によっては保守的過ぎる、すなわち実態を適切に表さない責任準備金積立てになる可能性もあるだろう。このように、保険群団の決定が責任準備金の保守性、適切性に影響を与える。保険者はこれらの点も考慮して、保険群団を決定することが必要である。

最後に、3つの標準生命表それぞれに、時系列に異なる水準の予定死亡率の契約が並存するだろう。この場合の保険群団はどのように考えるのだろうか。予定死亡率が異なれば、リスク水準が異なるので別群団にすべきという考え方があるだろう。一方で、予定死亡率が異なっても、保険の目的・機能が同じであれば、一つの保険群団として管理す

べきという考え方があるかもしれない<sup>5</sup>。個々の保険契約の損益を通算するベースとなる保険群団は、保険制度の安定的な運営を行うことができるよう、ある程度大きな規模で構成することが適切であるという先述の考え方を重視すると、後者のような考え方になるだろう。

## (2) 標準利率

標準利率は一時払終身、一時払養老・年金、その他の平準払保険等の3つのカテゴリー別に設定される。設定方法の概要は次頁表2のとおりだが、基本的な考え方は、3カテゴリーとも、過去の一定期間の長期金利（国債応募者利回りまたは国債流通利回り）の平均値に所定の安全率係数を乗じた金利をベースに決定するというものである。従来は保険種類によらず、同一の標準利率が設定されていたが、金利変動の影響を受けやすい一時払終身、一時払養老・年金について、2015年4月1日から新しい方式が適用されている。具体的には、一時払終身、一時払養老・年金について、金利変動をより反映しやすくするために、①見直しタイミングを従来の年1回から年4回に増やす、②長期金利について、従来は10年国債を用いていたが、より長期の一時払終身等については10年国債と20年国債の和半にする、③金利の過去の実績を見る観察期

3 生命保険会社は内部管理会計として区分経理を実施しているが、商品区分ごとに行うこととされている。この商品区分と保険群団は必ずしも同じものとは考えられていないようであるが、本稿ではその点を議論の対象にしていないので、両者を区別せず、同じ意味を持つものと見做して議論を進める。

4 保険計理人が必要と判断する場合は、さらに細分化した保険契約群団ごとに実施すること、また逆に、保険計理人が合理的であると判断する場合は、複数の商品区分をまとめて実施することが認められている。

5 保険契約を喫煙者契約、非喫煙者契約に分けて、保険料率に差を設けて管理する場合も、これを一つの保険群団にするか、それとも別の保険群団にするかという問題があるだろう。この場合、各契約の保険料率をリスクに見合った適切なものに設定するという前提の下で、なるべく大きな規模で制度を運営するために、両者を一つの群団として構成するという考え方がある一方で、適切な収支管理、契約者配当の決定の観点から、両者を別の群団として構成するという考え方があるだろう。



(表2) 標準利率設定方法の概要

|         | 一時払終身                       | 一時払養老・年金       | その他                  |
|---------|-----------------------------|----------------|----------------------|
| ①変更頻度   | 年4回                         | 同左             | 年1回                  |
| ②基準利率   |                             |                |                      |
| ㊦対象利率   | (10年国債流通利回り+20年国債流通利回り) / 2 | 10年国債流通利回り(注2) | 10年国債応募者利回り          |
| ①観察期間   | 過去3ヵ月平均と過去1年平均の低いほう         | 同左             | 過去3年平均と過去10年平均の低いほう  |
| ②安全率係数  | (略)                         | (略)            | (略)                  |
| ③変更要否判定 | 基準利率が標準利率から0.25%以上乖離        | 同左             | 基準利率が標準利率から0.50%以上乖離 |

(注1) 平成八年大蔵省告示第四十八号より作成。

(注2) 保険期間が20年以上または被保険者の死亡のときまでのものについては、10年国債流通利回りと20年国債流通利回りの平均値とすることができる。

間を従来よりも短くする、④変更するための閾値(変更要否判定)を従来の0.50%から0.25%に引き下げる、といった変更が行われている。

さて、このように異なる標準利率が適用される保険契約について、どのように保険群団を構成すればよいのだろうか。一時払終身や一時払養老・年金は、保険料が契約時に全額支払われるので、それをそのまま資産運用に回すことにより、ALM管理を行いやすい保険種類であるといえるだろう。このため、これらの保険種類に関しては、資産区分を設けた(すなわち資産を分別管理した)区分經理を行っている保険会社もあるだろう。このように資産区分を設けたケースでは、各資産区分ごとに資産運用リスクや資産運用損益が異なるので、リスク管理上、収支管理上とも別群団と捉えることが望ましいのかもしれない。一方で、資産区分を設けた区分經理を行っていないケースでは、すべての資産をプーリングした合同運用が行われるため、これらすべてを一つの群団として管理するという考え方もあるだろう。

次に、それぞれのカテゴリーの中で、時系

列に異なる水準の標準利率の契約が並存するだろう。この場合の保険群団はどのように考えるのだろうか。予定利率が異なれば、リスク水準が異なるので別群団にすべきという考え方が一方で、予定利率が異なっても、保険の目的・機能が同じであれば、一つの群団で管理すべきという考え方があろう。先に述べた予定死亡率の場合と同様に、保険制度の安定的な運営を行うことができるよう、ある程度大きな規模で保険群団を構成することが適切であるという考え方を重視すれば、後者の考え方になる。

### (3) 保険料設定に関する考察

ここまで標準責任準備金の計算基礎率に関して考察を進めてきたが、これらの諸点を踏まえて、最後に保険料設定にあたっての群団性に関する考察を行っておこう。保険料設定にあたっては、予定死亡率を標準生命表と同様に男女別、各歳別に設定するが、その中で安全割増は各歳別の設定になっているだろう。このことは男女別、各歳別に損失が生じる確率が低い水準で安定することを目指すも

のと理解できるが、それがリスク管理上、収支管理上、男女別、各歳別に保険群団を構成することを意味するわけではない。

保険制度を安定的に運営するためには、ある程度大きな規模で保険群団を構成することが適切であるという考え方がある。この観点から、性別合計、年齢合計ベースで保険群団を構成することは合理性があるといえるだろう。予定利率についても同様である。資産を分別管理した資産区分を設けている場合とはともかく、一つの資産区分で合同運用しているときは、それを一つの保険群団とすることは合理性があるといえるだろう。

しかし大きな保険群団で管理する場合、契約間の公平性が十分に担保されているのだろうかという疑問が生じるだろう。この疑問に対する回答は、保険料をそれぞれの保険契約のリスクに見合ったものとして設定することだろう。すなわち、保険料を期待値ベースで設定することである。このことにより、事前（保険契約締結前）の公平性が実現できるのではないだろうか。

そして、このようにして設定された保険料に基づく多くの保険契約を、一つの保険群団で管理することは、必ずしも公平性に反するものではないだろう。事前の公平性の観点から保険料を個々の保険契約のリスクの期待値で設定することと同時に、保険制度を安定的に運営するために、ある程度大きな規模で保険群団を構成することは、公平性と安定性・健全性をバランスよく両立させる観点から十分に可能ではないかと考える。

続いて、リスク管理としての追加責任準備金の積立て、収支管理と契約者配当の決定に

おける群団性に考察を進めたい。

#### 4. リスク管理、追加責任準備金の積立て

##### (1) 追加責任準備金の積立て

標準責任準備金は保険会社の健全性確保を目的とするものであり、その計算に用いられる基礎率、すなわち標準生命表、標準利率は十分保守的に設定されているといえるだろう。しかし、これらの計算基礎率は保険契約締結時に決定されるので、たとえば保険契約締結後に市場金利が大幅に低下したようなときは、将来の保障責任を履行するために、責任準備金を追加して積み立てる必要が生じる可能性がある。そのような事態に備えるために、保険業法施行規則第69条で、必要な場合には追加責任準備金を積み立てなければならないと規定されている。

##### 保険業法施行規則第69条（生命保険会社の責任準備金）

～（略）～

5. 第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金及び払戻積立金を積み立てなければならない。

～（略）～

この追加責任準備金の積立ての要否の判断基準、具体的な積立額の算定方法は、日本アクチュアリー会が作成し、監督官庁が承認する「生命保険会社の保険計理人の実務基準」

に定められている。その中で、積立ての要否を判断するために、1号収支分析と呼ばれる将来収支分析を行い、責任準備金の不足が生じるかどうかを確認することが必要とされているが、1号収支分析は区分経理の商品区分ごとに行うこととされている。「商品区分」については後に詳しく述べるが、本稿でこれまで述べてきた保険群団と同様の概念である。

また、1号収支分析を行うにあたり、保険計理人が必要と判断する場合は、さらに細分化した保険契約群団ごとに実施すること、また逆に、保険計理人が合理的であると判断する場合は、複数の商品区分をまとめて実施することが認められている。先に述べたとおり、小さな規模の保険群団を多く作ると、追加責任準備金の積立てが必要な保険群団が出現する可能性が高まる。追加責任準備金を積み立てることは健全性の観点から好ましいことであるといえるだろう。しかし追加責任準備金を積み立てる財源は、当該保険群団が生み出す利益である。このため、追加責任準備金の積立てを行う保険群団では利益が圧迫され、その結果、契約者配当（相互会社の場合は社員配当）や株主配当に充てられる財源が少なくなってしまうようなことが起こり得る。

このようなときに、ある小規模な保険群団で見ると追加責任準備金の積立てが必要だが、これを類似のリスクを担保する別の保険群団と同一の群団で管理すれば追加責任準備金の積立てが不要になるケースがあり得る。そしてこの場合、追加責任準備金の積立ては保守的過ぎる、すなわち実態を適切に表していない会計処理であるという見方もあり得るだろう。あまりに保険群団が細分化され過ぎ

ると、場合によっては過度に保守的で実態を適切に表さない責任準備金積立てになる可能性があるということである。

#### 生命保険会社の保険計理人の実務基準 第11条（1号収支分析の実施）

～（略）～

2. 1号収支分析は、区分経理の商品区分ごとに行う。ただし、保険計理人が特に必要と判断する場合は、さらに細分化した保険契約群団ごとに、1号収支分析を行うことができる。また、保険計理人が合理的であると判断する場合は、複数の商品区分をまとめて、1号収支分析を行うことができる。

#### （2）区分経理

次に区分経理について詳しく見ていこう。区分経理は平成8年に施行された新保険業法において生命保険会社に対して導入された保険会社の内部管理会計手法である。保険会社向けの総合的な監督指針と保険会社に係る検査マニュアルに、関係する規定が置かれている。

#### 保険会社向けの総合的な監督指針

##### Ⅱ-2-4 生命保険会社の区分経理の明確化

###### Ⅱ-2-4-1 意義

生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を行うことが重要である。

～（略）～



## Ⅱ-2-4-2 主な着眼点

～ (略) ～

### (1) 商品区分

商品区分においては、損益及び負債の管理を行うものとする。商品区分は、各生命保険会社における商品の特性や保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、保険の性質の相違等により理論的・合理的な区分とする必要がある。

～ (略) ～

### (3) 資産区分

資産区分は、商品区分に対応した適切な区分を設定する。

～ (略) ～

区分経理の意義については、監督指針によれば、「利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から」とされており、健全性の確保よりも公平性の確保に重点が置かれているように感じられる。続いて、商品区分の設定については、「商品の特性や保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、保険の性質の相違等により理論的・合理的な区分」とされており、この面でも損益の把握、すなわち公平性の確保に重点が置かれているようである。

また資産区分に関しては、「商品区分に対

応した適切な区分」とされており、ALM管理の観点から、一時払養老、一時払終身、一時払年金等について、別の資産区分とすることが想定されているものと思われる<sup>6</sup>。これらの商品については、監督指針の規定にあるように、商品区分と資産区分が対応するので、独立した商品区分を設定しているのだろう。

なお、商品区分に関する監督指針の規定では、区分設定の考え方が述べられているに過ぎず、具体的にどのような商品区分の設定が想定されているのかは必ずしも明らかではない。しかし検査マニュアルでは、この点に関する具体的な内容をイメージできる規定がある。

## 保険会社に係る検査マニュアル

### 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

(別紙)

## Ⅲ. 個別の問題点

### 3. 経営分析

#### (3) 生命保険会社の区分経理

#### ③【区分経理に関する留意点】

##### (i) 商品区分の設定

イ. ～ (略) ～ 例えば、「掛捨て型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか。

なお、主契約に付加された特約等

6 ある大手保険会社のディスクロージャー資料によると、一時払養老、一時払終身、一時払年金の利差配当率がその他の平準払保険等とは異なる水準で設定されている。これらの商品について、独立した資産区分を設けていることによるものだろう。

は、原則として、主契約と同じ商品区分に帰属させているか。

～ (略) ～

### (iii) 資産区分の設定

イ. 資産運用収益等を公正かつ衡平に配賦するために設定する資産区分は、保険契約の特性や保険会社全体の収支等への影響を勘案し、各商品区分の特性等に留意しているか。

～ (略) ～

上記のとおり、「例えば、「掛捨て型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか」とされている。このうち、無配当保険、予定利率変動型保険（団体年金保険、変額保険等）、企業保険はすでに述べたとおり別群団で管理することが必要と考えられている保険種類である。

このため、個人保険・個人年金保険において具体的に規定されているのは、「掛捨て型の短期保険と貯蓄型の長期保険」を別区分にするという内容に止まっているといえる。生保会社を取り扱っている保険契約は基本的には長期契約なので、掛捨て型の短期保険に該当する保険はないか、あっても保有契約は少ないと思われるので、この点は重要性に乏しく、さらなる考察は必要ないだろう。一方、貯蓄型の長期保険では、一時払養老、一時払終身、一時払年金等について、先述のとおり資産区分を分けることにより別区分とすることが想定されている。このように考えると、個

人保険・個人年金保険のその他の平準払保険については、あまり細分化した群団化は想定されていないのではないと思われる。あるいは、区分経理は生命保険会社の内部管理会計なので、細かな規定を設けて生命保険会社に強制することは馴染まないと考えられたのかもしれない。

最後に、第三分野商品については、かつては主契約に付加された特約形態のものが多かったと思われるが、これらは主契約と同じ商品区分で管理することがイメージされているようである。この点について、現在では主契約形態の第三分野商品が増えてきていると思われるので、生命保険等と同じ商品区分で管理することでよいのか、検討が必要かもしれない。

ここまで見てきたように、追加責任準備金の積立ては区分経理の商品区分単位で行うことが必要である。そして区分経理の区分は、資産を分別管理する資産区分を設けた一時払養老、一時払終身、一時払年金は別区分にするが、その他の平準払の個人保険・個人年金保険に関しては、あまり細分化した群団化は想定されていないように思われる。

しかし、責任準備金の健全性をさらに高める観点から、たとえば標準生命表の作成方法が異なる死亡保険、年金開始後、第三分野について、これらを別区分として追加責任準備金の要否を判定することが考えられるかもしれない。一方で、細分化すれば過度に保守的で実態を適切に表さない責任準備金積立てになる可能性がある。このため、区分をどのように設定するかにあたっては、各保険会社の実態を踏まえ、責任準備金の健全性と適切性

を考慮して判断することが必要だろう。

## 5. 収支管理、契約者配当

保険業法施行規則では、相互会社の社員配当（保険業法施行規則第30条の2）、株式会社の契約者配当（保険業法施行規則第62条）について、「保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配（株式会社の場合は契約者配当）の対象となる金額を計算」することが必要とされている。すなわち、区分経理が配当金計算の前提とされているのである。区分経理の意義が、「利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断」にあることを踏まえれば、保険業法施行規則の求めは当然のことといえよう。

### 保険業法施行規則第30条の2（剰余金の分配の計算方法）

相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号（少額短期保険業者である相互会社にあつては、第1号、第2号及び第4号）に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

～（略）～

### 保険業法施行規則第62条（契約者配当の計算方法）

保険会社である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

～（略）～

保険契約は、将来発生するかどうか、また発生するとしてもその時期がわからない事象を対象にしている。このため保険契約の原価は事前にはわからないので、保険料はあくまでも将来の事象を予測した見積りベースで設定することになる。このときに、事前（保険契約締結前）の公平性の観点から、保険料をそれぞれの保険契約のリスクに見合ったもの、すなわち期待値ベースで設定する。しかしこれはあくまでも事前の予測に基づくものである。そこで、収支管理及びそれに基づく契約者配当の決定にあたっては、事後（保険契約締結後）の公平性の観点から、収支をできるだけ精緻に、具体的には、予定死亡率では生命表別、男女別、各歳別に、予定利率では資産区分別、予定利率別に把握して、その結果を踏まえて実施することが望ましいだろう。

個々の保険契約の損益を通算するベースとなる保険群団は、保険制度の安定的な運営が行うことできるよう、ある程度大きな規模で構成することが適切であるという考え方がある。さらに、リスク管理としての追加責任準備金の積立てに関しては、そのこと自体は健



全性の観点から好ましいが、あまりに保険群団が細分化されると、場合によっては保守的過ぎる、すなわち実態を適切に表さない責任準備金積立てになる可能性もあるので、ある程度大きな規模で商品区分を設定することが適切であるという考え方があるだろう。

しかし制度運営上、リスク管理上、大きな規模の保険群団として管理するとしても、収支管理及びそれに基づく契約者配当の決定にあたっては、収支をより詳細に把握して、その結果を踏まえて実施するという考え方があるだろう。保険料設定という事前（保険契約締結前）の公平性確保と、契約者配当の決定という事後（保険契約締結後）の公平性確保の両方で、契約間の公平性確保を実現することが重要である。このための手段としては、リスク管理とは異なる小規模の区分を設定してもよいし、また区分は制度運営、リスク管理と同じものとするが、その区分内の収支状況を別途の方法で、より詳細に分析、把握することでもよいだろう。

## 6. IFRS（国際会計基準）の考え方

IASB（国際会計基準審議会）から、保険に関する国際会計基準（IFRS17）が本年5月18日に公表された。保険群団の考え方は、この中でも取り入れられている。そしてこのことが責任準備金の評価に影響を及ぼす。具体的な内容は以下で詳しく見ていくが、その前にIFRSにおける責任準備金の測定に関する考え方を見ておこう。

### （1）責任準備金測定に関する考え方

～履行キャッシュ・フロー＋契約サービスマージン 直近の死亡率、金利等に基づき計算～

責任準備金は「履行キャッシュ・フロー」と「契約サービスマージン」の合計額で測定される。これらの項目の内容は以下のとおりである。

#### ① 履行キャッシュ・フロー

履行キャッシュ・フローは、保険契約履行に伴い発生する将来キャッシュ・フローの見積現価であり、表3に示したとおりである。

（表3）履行キャッシュ・フロー

- |  |
|--|
| <p>㊦「将来キャッシュ・フロー（保険金等のアウトフローと保険料のインフローのネット）の見積額（明示的で、偏りのない、確率加重されたもの）」を</p> <p>①「貨幣の時間価値を調整する割引率」で割り引き</p> <p>㊧「将来キャッシュ・フローの金額、時期に関する不確実性を見積もったリスク調整」を加える。</p> <p>なお、上記の計算において、死亡率、割引率は直近のものを使用する。</p> |
|--|

（注）IASBの会議資料等、各種資料に基づき筆者作成。

ここで計算基礎率を直近のものとするので、測定額に直近の状況を反映することができるが、これらは保険料計算との関連性はなく、計算基礎率の変動により測定額が大きく変動する可能性がある。

## ② 契約サービスマージン

契約サービスマージンは、保険契約開始時において、保険金等の将来キャッシュ・アウトフロー見積額が将来の保険料収入のキャッシュ・インフロー見積額を下回る場合、保険会社は保障サービスを履行する前に利益を計上することになるが、そのようなことが起こらないようにするための項目である。すなわち、保険契約開始時に利益が計上されないようにするために、契約サービスマージンを計上するのである。これまでの説明から分かる通り、契約サービスマージンは保険契約から得られる将来利益の見積額と見ることができよう。

次に、保険契約開始後に将来キャッシュ・フローの見積りに変化が生じた場合の契約サービスマージンの処理を見てみよう。まず、保険契約開始後に死亡率が上昇し、今後もその状況が継続すると見込まれるときには、責任準備金の計算に用いる予定死亡率を引き上げて将来キャッシュ・アウトフロー（死亡保険金支払額）を増加させ、責任準備金中の履行キャッシュ・フローを大きくすることになるだろう。そのときに、履行キャッシュ・フローの増加を打ち消すように契約サービスマージンを減少させる処理を行う。また逆に、死亡率が改善して将来キャッシュ・アウトフローを減少させるときには、その効果を打ち消すように契約サービスマージンを増加させる。このことにより、将来キャッシュ・フローと契約サービスマージンを合計すれば、保険契約開始時点において将来キャッシュ・フローを固定する効果を持つ。

ただし、契約サービスマージンは負の値に

ならないこととされている。このため、死亡率が大幅に上昇し、将来キャッシュ・フローの増加が契約サービスマージンを超過して発生したときは、契約サービスマージンがゼロを下回ることにはできないので、そのときの責任準備金は保険契約開始時に設定したベースの責任準備金を上回ることになる。

このことが、責任準備金評価における保険契約の群団の構成に影響を与えることになる。IFRSでは、将来的に利益が見込まれる契約については、利益は契約サービスマージンを計上することによって将来期間に繰り越され、保険期間を通じて計上されるが、将来的に損失が見込まれる契約では即時に損失を計上することを基本的な取扱いとしている。このためIFRSでは、利益が見込まれる契約と損失が見込まれる契約を別の群団で管理することが必要とされるのである。

## (2) 保険契約のグルーピング

### ① グルーピングに関する考え方

IFRS17は、保険契約の測定にあたり、一定の基準に従って構成される保険契約グループを会計単位とすることになっている。IFRSにおいては、個別の契約を会計単位とすることが一般的なので、保険会計において、このような考え方が採用されることは他に例を見ないことではないかと思われる。IASBが検討に使用した資料では、「典型的なIFRS基準では、会計単位は個別契約である」と記述されている。

これに対し、保険会計において保険契約グループで測定を行うこととした理由について、検討資料では、「個別契約の実績値が最

最終的に平均値と異なるとしても、あるグループ内の保険契約に対して保険会社は平均値で見積りを行っていること」を挙げている。保険の群団性を考慮していることが窺える記述である。ただし一方で、「グルーピングを行えば、グループ内のある契約の損失を同じグループ内の他の契約の利益で相殺することになるので、情報が失われることになる」としている。

そして、IASBとしては、「損失契約グループの損失を即時に損益認識し、収益性がある契約グループの収益を保険期間に亘って認識するので、前述の2つの立場のバランスをとることが重要である」としている。さらに、「保険事業の経済実態を反映するためにグルーピングを行うことは必要だが、あまりにも大きなレベルでのグルーピングは情報の有用性を減じるだろう。2016年11月の保険契約のグルーピングの適切性に関するIASBの決定において決め手となった考察は、生み出される情報が保険事業の実態を忠実に反映するとともに、財務情報の利用者に目的適合性のある情報を提供することである」と結論づけている。

## ② グルーピングの具体的な基準

保険契約のグルーピングに関し、IASBはポートフォリオとグルーピングの2つの概念を用いている。検討資料によると、「保険会社は保険契約グループを測定する。そのために保険会社は保険契約ポートフォリオを決める必要がある。ポートフォリオは類似のリスクを有する保険契約で構成され、単一のプールとして管理されるものである。商品ライン

が異なるもの（たとえば一時払年金と平準払定期保険）は別のポートフォリオとされるだろう」としており、基本的には商品ライン別にポートフォリオを構成することを想定しているようである。

その上で、あるポートフォリオに属する保険契約を3つのグループに分けることとしている。具体的には、「①契約締結時に損失が計上される契約グループ、②保険期間中に損失を計上する重大なリスクがない契約グループ、③その他の契約グループ」である。このうち③は、契約締結時点では損失契約ではないが将来的に損失契約になる可能性がある保険契約群団であり、これらについては②の損失計上の重大なリスクがない保険群団とは別の群団として処理することを意図しているようだ。

さらに、「契約締結時点が1年以上離れている契約を、同一グループに含めるべきでない」という規定がある。契約年度が異なると保険契約の収益性が異なる可能性があるため、契約サービスマージンを適切に測定するためには、契約年度別にグルーピングすることが必要であるとの考え方に基づくものであるようだ。

このように、IFRSではかなり細かな群団化が想定されているようであるが、それに反するように思われる規定も存在する。以下に紹介する「相互化」という概念である。相互化で想定されているのは、他の保険契約のキャッシュ・フローに影響を与える、またはそれによって影響を受けるキャッシュ・フローを有する保険契約である。

検討資料によると、



「他の保険契約の契約者に対するキャッシュ・フローについて、次の要件により影響を与える保険契約が存在する。

(a) 同一の裏付項目（当該契約の責任準備金に対応する運用資産、以下同じ）の収益について、他の保険契約の契約者と共有する保険契約

(b) 以下のいずれか

(i) 同一プールに属する他の保険契約者に対する保証によって行われる支払等により、裏付項目の収益の分配額の減少を受け入れる保険契約者

(ii) ある保険契約者に対する保証等によって行われる支払等により、裏付項目の収益の分配額の減少を受け入れる、同一のプールに属する他の保険契約者」  
と記述されており、(a)では有配当保険、(b)では一部の保険契約に提供された保証履行のために負担を引き受ける契約が想定されているようである。そして、これらの契約間では、ある種の相互扶助性があると考えられているようである。このため、完全に相互化された契約間では、ある契約年度の契約の損失を他の契約年度の契約の利益で穴埋めすることができるので、これらの契約は、同一契約年度単位のグルーピングではなく、契約年度を通算した、より大きなレベルのグルーピングが認められる可能性があるようだ。

相互化が具体的にどのように適用されるかについては、現時点では必ずしも明らかになっていないように思われるので、2021年の適

用開始時までには具体的な実務適用がどのようになるかが注目される場所である。

### (3) グルーピングに関する考察

IFRSで保険群団の考え方が取り入れられたことは、保険事業の実態を適切に表す観点から好ましいことである。この点について、IASBに対して粘り強く説得を続けた業界関係者等に敬意を表したい。しかしなお、過度に細分化された保険群団設定を求めることになりはしないかとの懸念は拭い去れない。

まず、保険契約を損失契約、収益性がある契約、損失契約になる可能性がある契約の3グループに区分する点である。IASBがいうように、損失契約と収益性がある契約のそれぞれについて情報提供することは、財務諸表利用者にとって意味があるかもしれない。しかし、同質性のあるリスクを取り扱う複数の保険契約について、そのうちの損失契約の将来損失を即時認識しつつ、その他の収益性がある契約の将来利益を実現時まで繰り延べる処理を行うことは、過度に保守的な処理であり、保険会社の実態を適切に表示しないとの批判を受ける可能性があるだろう。このような批判に答えるためには、会計処理は大きなグルーピングで行い、損失契約と収益性がある契約に関する情報は注記情報等で提供するという考え方もあり得るのではないだろうか<sup>7</sup>。

次に、契約年度別に群団を構成する点について、各事業年度の新契約をグルーピングして履行キャッシュ・フローと契約サービスマ

7 もっとも、保険契約締結時点で損失が見込まれる契約、あるいは損失を発生させる可能性が見込まれる契約を保険会社が締結することは、保険会社が合理的に行動する限り、あまり想定する必要はないのかもしれない。たとえば急激な市場金利の低下が発生したときに、何らかの事情があってタイムリーに保険料変更を行えず、一定の期間について、このような契約を締結するようなことは起こり得るかもしれない。

ージンを測定することは、実務的には自然な流れかもしれない。しかし、各保険者の保険事業の運営の基礎となる保険群団の構成が、必ずしも契約年度別に行われるとは限らない。安定的な事業運営確保の観点から、契約年度を通算した保険群団を設定しているかもしれない。そのような実態を適切に表示するためには、契約年度別のグルーピングを強制するのではなく、各保険者の保険群団構成の考え方に従ったグルーピングを認めるほうがよいのではないだろうか。

先に述べたように、IASBも「相互化」の概念を持ち出してきており、規模の大きな群団を認めることに一定の理解を示しているようにも見えなくはない。今後、相互化がどのような範囲で認められるのか現時点ではわからないが、できるだけ広く認められる方向に進むよう期待したい。

## 7. おわりに

保険契約の特性、すなわち保険は多くの保険契約者が支払った保険料をプーリングし、その中から保険事故が発生した契約に対して保険金を支払う制度であるということを考えると、保険群団を構成することなしに保険事業を運営することはできない。そして保険群団をどのように構成するかが、保険者の制度運営、リスク管理、収支管理、公平性の確保に大きな影響を与える。

個々の保険契約の損益を通算するベースとなる保険群団は、保険事業の安定的な運営を行うことができるよう、ある程度大きな規模で構成することが適切だろう。また、リスク管理としての追加責任準備金の積立てについ

ても、あまりに保険群団が細分化されると、場合によっては保守的過ぎる、すなわち実態を適切に表さない責任準備金積立てになる可能性もある。このように保険群団の決定が責任準備金の保守性、適切性に影響を与えるので、保険者はこれらの点も考慮して、保険群団を設定することが必要である。もちろん、あまりにも類似性に乏しいリスクを合算して保険群団を構成すると、公平性が確保されないのではないかという懸念が生じるだろう。保険者は、事業の安定性、健全性、表示の適切性、公平性のバランスをとりながら保険群団を設定することが求められる。

このように、保険群団の設定は、その保険者の事業運営、リスク管理等に関する考え方に従って定められるべきものであり、その設定方法が保険者によって異なるとしても、それはビジネスモデルの違いによるものであると受け止めるべきだろう。一方、会計の領域では、各社間の比較可能性が重要とされるので、保険群団の設定が各社マターであることは不都合なこととされる可能性がある。IFRSで保険群団の考え方を受け入れながら、グルーピングに関し、さまざまな規定を置こうとすることも、各社間の比較可能性を重視したことの表れだろう。しかし、たとえば「相互化」のような曖昧さがある規定が考えられているように、最終的には各保険者の判断に委ねる部分が残らざるを得ないのではないだろうか。すなわち、各社の実態を適切に表そうとすればするほど、各社が行う保険群団の設定を前提にするほかないのではなかろうか。

それでは各社の保険群団の設定を前提にす

ると、会計の各社間比較は達成できないのだろうか。そうではないだろう。各社が各社の実態を適切に表示しているのであれば、その情報を使用して投資家が各社の分析を行えばよいのではないだろうか。各社の実態に必ずしも適合しない基準に従うよりも、各社の実態を適切に表すことのほうが重要だろう。これらの情報を用いて、たとえば各社ごとに時系列の動きを適切に分析すれば、有用な情報が得られるのではないだろうか。

保険事業運営において重要なことは健全性と公平性である。保険金支払に万全の備えをすることと契約間の公平性を確保することである。保険群団をどのように構成するかは、そのどちらにも大きな影響を与える重要なテーマである。引き続き、考察を続けてゆきたい。

#### 参考文献

- ・日本アクチュアリー会『標準生命表2007の作成過程』  
会報別冊第228号 2006年12月
- ・日本アクチュアリー会「標準生命表の改定案の公表について」 2017年3月
- ・IASB 保険会計に関する資料各種